羽咋市被災事業者再建支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、令和８年８月 27 日からの大雨に伴う災害により被害を受けた中小企業者及び小規模企業者の事業の再建を支援するため羽咋市被災事業者再建支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

（用語の意義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 中小企業者 羽咋市中小企業及び小規模企業振興基本条例（平成 31 年羽咋市条例第２号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する中小企業者をいう。

（２） 小規模企業者 条例第２条第２号に規定する小規模企業者をいう。

（補助対象者）

第３条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者（以下「被災事業者」という。）とする。

（１） 羽咋市内に本社又は事業所を有する被災事業者。

（２） 石川県被災事業者再建支援事業費補助金（令和８年８月 27 日からの大雨）（以下「県補助金」という。）の費用補助を受けた者。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金を交付しない。

（１） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員及び暴力団経営支配法人等に該当する者

（２） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を営む者

（３） 宗教団体

（４） 政治団体

（５） 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の目的等に照らし適当でないと認める者

（６） 市税の滞納が有るもの

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付対象となる経費は、県補助金の交付決定額の算定の基礎となった経費とする。 ただし、羽咋市外における事務所および事業所の施設及び設備の復旧等に要する経費は除くものとする。

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助金の対象者の区分に応じ、補助対象経費に同表の中欄に掲げる補助率を乗じた額とし、その額は同表の右欄に掲げる補助金の限度額を超えないものとする。

対象者	補助率	補助限度額
中小企業者	対象経費の４分の１	100 万円
小規模企業者	対象経費の６分の１	100 万円

２ 補助金の額は、前項で算出した額から、1,000 円未満を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする被災事業者（以下「申請者」という。）は、県補助金の額の決定通知を受けた後、羽咋市被災事業者再建支援事業補助金交付申請書（様式第１号）（以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

２ 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１） 県補助金の額の決定通知の写し

（２） 県補助金申請時に提出した経費や補助率が分かる書類

（３） 法人の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）

（４） 誓約書（様式第２号）

（５） 市税納付状況調査同意書（様式第３号）

（６） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の通知）

第７条 市長は、前条第１項の規定による申請を受理したときは、その内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認める場合は、交付の決定を行い、羽咋市被災事業者再建支援事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第８条 申請者は、県補助金の確定を受けたとき、羽咋市被災事業者再建支援事業補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１） 県補助金の額の確定通知書の写し

（２） 県補助金の実績報告書一式の写し

（３） 請求書

（４） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第９条 市長は前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、羽咋市被災事業者再建支援事業補助金交付確定通知書（様式第６号）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第 10 条 補助金の交付は、前条の規定による通知の後に申請者の請求により、行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、第７条に規定する補助金の交付の決定の後に、交付決定額の 80 パーセントを上限として、請求に基づき概算払をすることができる。

２ 補助金の交付を受けようとする者は、羽咋市被災事業者再建支援事業補助金（精算・概算払）請求書（様式第７号）（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

（補助事業の変更等）

第 11 条 申請者は、第７条の申請の内容を変更しようとするときは、羽咋市被災事業者再建支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により承認したときは、羽咋市被災事業者再建支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 12 条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消すことができる。

（１）　この要綱の規定に違反したとき。

（２）　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第９条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた被災事業者があるときは、当該被災事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和８年８月 27 日から適用する。